

○ 財務省告示第八十号
平成十三年二月二十五条第十一項の規則（平成十一年大蔵省の規定に基づき、平成の規則）
行条件等を次年二月二十日より告示する。
行条件等を次年二月二十日より告示する。
行条件等を次年二月二十日より告示する。

二 一 発二令
の法發号名稱及び記
條律行項及の
及び根拠
そ拠

國庫短期証券（第一百七十三回）

財務大臣 野田佳彦

四 三 二 一 発二令
發行用振替法の適

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。一格替適下へ債項五項律計号資四政
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法、及条、第に一金号法
市る参て札発によ下競闘を振替式第一九十九条昭和二
場も加、と行る争は受けたる条昭和二年法第十二
特の者財同一発行価に日本銀行の法律第十一
別にご務時と行格付本銀もとい
參よと大にい（以競争して行のう。）
加るに臣行う（以下入行ととし。）
者発応がわ（以下入行ととし。）
・行募各れ及一札わする
第へ限國るび価一れ。の
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募		
振額最 替 単 位 金	低行争非者特国入価込 入価・別債札格金 札格第参市発競金 発競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 発競I加場行争額	行争非者特国 入価・別債札格 札格第参市 発競I加場行争		
振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円 百 千 十 九 億 五 十 百 六 六 十 五 万 四	三四四 千兆 二五 百千 四五 百十 億五 十億 円六 千七 二十 五百 六 四十	額千額 面万面 金円金 額額 でで 三四兆 三千兆 二百五千 二十六 八十億 九	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を囲別応ち 割内參募応 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい	価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発							
払 者	入 場	元 金	償 還	償 還	行 債	争 別	非 債	者 債	特 市	国 市	入 札	価 格	發 競	發 行
込 期 日	札 参 加	所 支 払	金 金 額	限 期	・ 札 格	第 參	參 市	競 札	市 場	競 市	競 格	格	価 格	日
平 成 二 十 三 年 二 月 二 十一 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に つ き 百 円	額 面 金 額 と 支 き は 、 う 。 そ の 翌 行 當 業 業 日 日	償 還 し 、 償 還 年 、 期 月 銀 行 休 業 業 日 に	当 た 成 し と 三 年 五 月 二 十 三 日 に	平 成 二 十 三 年 二 月 二 十一 日	十 七 錢 七 額 毛 円 上 につ き 九 十九 ぞ れ 九 円 応 九	額 面 格 七 額 五 百 上 の そ れ 九 ぞ れ 九 円 の 九	額 面 格 七 額 五 百 百 百 の そ れ 九 ぞ れ 九 円 の 九	募 七 錢 五 毛 円 上 の そ れ 九 ぞ れ 九 円 の 九	十 面 錢 五 毛 百 百 百 百 の そ れ 九 ぞ れ 九 円 の 九	す る 。整 数又 倍は の記 金録 額は 、 よ最 る低 も額 の面 と金		